

第57回日本心血管インターベンション治療学会 関東甲信越支部 幹事会議事録

日時：2021年5月8日（金）10：00～10：40

会場：大手町サンケイプラザ 2階（201+2）

出席者：伊苅裕二（支部長）

《敬称略》

小川崇之、緒方信彦、尾畑純栄、上妻 謙、小林欣夫、高橋 稔、武安法之

田中信大、本江純子、松村昭彦、武藤 誠、矢嶋純二

森田由紀子（監事）

安齋 均（第56回会長）、阿古潤哉（第57回会長）

足利貴志（監事・第58回会長）、菅野晃靖（第59回会長）

田島 修（コメディカル部会長）

名誉会員：高山守正、道下一朗、山口 徹【以上22名】

議題：1）第57回地方会会長挨拶

会長 阿古潤哉先生（北里大学医学部 循環器内科学）

緊急事態宣言の発出という事態にも関わらず、164という過去最大ともいえる演題数をいただき、本日予定通り開催できたことに感謝する。

2）新運営委員ならびに現運営委員の異動報告

【報告】

①秋間 崇 さいたま市立病院

②高橋佐枝子 湘南鎌倉総合病院

③真壁 伸 東京蒲田病院

④宇都宮誠 東邦大学医療センター

⑤尾崎俊介 板橋中央総合病院

この後行われる運営委員会にて出席を確認し正式に承認となる。

以下の9名の先生方は異動等により辞任となった。

井上宗信・神田順二・塩野方明・清水 稔・中澤 学・長谷川耕太郎・平野敬典

松実純也・宮本貴庸

運営委員会連続欠席者6名については、それぞれに警告の案内を行ったところ、本日は全員出席の回答を得ている。（会則第7条（4）-③並びに④に基づく）

3）第58回地方会（2021/10/15・16）について

【報告】

会長の足利貴志先生（武蔵野赤十字病院）より、地方会については現時点では、現地開催とハイブリッド形式の両方で準備を進めているとのこと。特にライブの中継については、この状況で病院への立ち入り制限が続くことが懸念されるため、今回はビデオライブで実施することを検討しているとの報告がなされた。

4）第59回地方会（2022春）について

【報告】

会長の菅野晃靖先生（横浜市立大学附属病院）より、開催日程は2022年5月7日（土）として準備を進めている旨の報告がなされた。

5）第60回地方会（2022秋）について

【承認】

伊苅裕二支部長より会長に小川崇之先生（東京慈恵会医科大学）を推薦したい旨の提案があり、諮ったところ異議なく承認され本人も就任を承諾した。

6）第56回地方会（2020/7/24）会計等報告

【報告】

地方会について会長の安齋 均先生より、コロナ禍による緊急事態宣言発出のため5/2の予定を延期して開催したが、一般演題147、コメディカル演題17の発表がなされた旨の報告がなされた。

また、会計については会員の参加が673名と前回を上回る数に加え、広告や共催の収入が予定を上回ったこと、抄録集の印刷や発送等の経費増はあったが、主に会場費が抑えられたことにより全体として黒字で終えることができたとの報告がなされた。

7）2020年度会計報告ならびに2021年度予算案

【承認】

伊苅裕二支部長より、2020年度会計については、秋のライブ並びに地方会が中止とな

ったことで予算との差が大きく出たとの報告がなされた。
2021 年度予算案については、前年実績は参考にすることが困難なため、一昨年度以前のものとはほぼ同額を計上したとの説明がなされ、諮ったところ異議なく承認された。

8) 運営委員推薦について **【承認】**

- ①細川雄亮 日本医科大学武蔵小杉病院
- ②七里 守 榊原記念病院
- ③目黒健太郎 北里大学医学部
- ④安倍大輔 都立墨東病院
- ⑤岩塚良太 安房地域医療センター
- ⑥植島大輔 亀田総合病院
- ⑦早川直樹 国保旭中央病院
- ⑧櫛田俊一 国保旭中央病院
- ⑨三軒豪仁 博慈会記念総合病院
- ⑩塚田俊一 上越総合病院
- ⑪中村岩男 日野市立病院
- ⑫藤波竜也 豊島病院
- ⑬樋口甚彦 日立総合病院

以上の先生方が推薦され、諮ったところ異議なく承認された。
次回開催の運営委員会へ出席いただいて正式に就任となる。

9) コメディカル部会について **【報告】**

昨年度はコロナ禍により部会の開催ができなかった。予算は例年のとおり確保していた
だいているので、準備は進めておきたい。
本日の地方会には 24 の演題が出された。

10) 本部からの報告 **【報告】**

今回、関東甲信越支部の会費未納者のリストを配布した。失念による未納での退会は防
ぎたいので、リストを見て知り合い等いれば直接本人に声を掛けていただきたい。

11) その他 **【報告】**

運営委員が所属している機関からの演題提出義務（関東甲信越支部会則第 7 条 4 項の
4 並びに第 12 条 4 項）について、次回までに集計してその扱いを検討する。

以上